平成２８年（フ）第１８９号
埼玉県比企郡滑川町みなみ野３丁目６番地１
フタバ　ＦＬＡＴ２　101
債務者　小林　蘭子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５４５号
千葉県船橋市西船５丁目11番５号　Ｒ－ＯＮＥ－203号
債務者　加藤　広子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５５６号
千葉県市原市八幡2384番地３　鮎川ハイツ202
債務者　小林恵美子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５５９号
千葉県浦安市今川２丁目２番25号　リバーコート新浦安壱番館（101）
債務者　隈本　静香（旧姓尾原）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５６０号
千葉県船橋市飯山満町３丁目108番地20　ホワイトメゾン102号
債務者　佐藤　邦弘
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５６６号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区31棟406号
債務者　坪井　強
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５６７号
千葉県浦安市当代島３丁目18番18号　第３ハイツ弥兵衛（203）
債務者　後藤　滉
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５８５号
千葉市中央区宮崎町509番地14
債務者　齋藤　晴一
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５９３号
千葉県船橋市習志野台６丁目24番１号　メゾンファミール201号
債務者　成田　聖美（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５９９号
千葉県浦安市堀江４丁目13番33号
債務者　長谷川　誠
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６２１号
千葉市若葉区西都賀５丁目２番13号　ベルファミーユ西都賀103号
債務者　松本　浩毅
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８号
千葉県香取市佐原イ3217番地１
債務者　栗林　靖洋
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第２４２号
川崎市麻生区東百合丘１丁目15番18号
債務者　五十嵐進一
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６１号
川崎市高津区坂戸３丁目10番４－201号　市営住宅
債務者　池田美知子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
川崎市中原区下小田中６丁目16番１－209号、前住所川崎市高津区久末1365番地８
債務者　生形　彰
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８２号
川崎市高津区溝口５丁目７番７号　ハイツシリウス　102、前住所横浜市南区永田みなみ台１番５－917号
債務者　二本柳　亮
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係